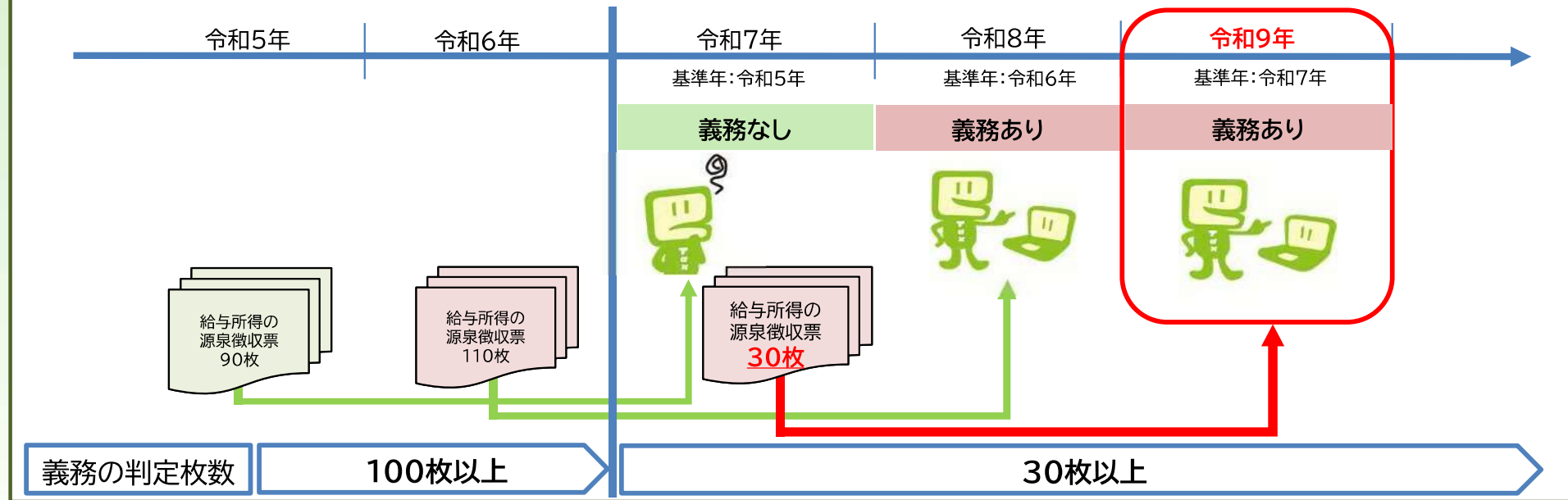


e-Tax等による法定調書の提出が義務化されています！



法定調書の種類ごとに、前々年(基準年)に提出すべきであった当該法定調書の枚数が100枚以上である法定調書については、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等(以下「e-Tax等」といいます。)による提出が必要です。

例えば、令和6年に提出すべき「給与所得の源泉徴収票」の枚数が100枚以上であった場合には、令和8年に提出する「給与所得の源泉徴収票」はe-Tax等による提出が必要となります。



義務化の基準が引き下げられます！

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年に提出する法定調書のe-Tax等による提出が必要です。e-Tax等による提出のご準備をお願いします。

ご提出には、特にe-Taxソフト(WEB版)又は、eLTAX(地方税ポータルシステム)が便利です。



(e-Tax等義務化)



(eLTAX)

